

## カードによる医療費の支払方式の拡大（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 24 年 2 月 10 日、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、日本郵政株式会社及び九州旅客鉄道株式会社にあっせんしました。

### （行政相談の要旨）

公的病院で診察を受けた際、会計窓口でクレジットカードでの支払を申し出たところ、当病院では、クレジットカードでの支払はできないと言われた。

民間の病院では、クレジットカードで支払うことができるところが多くなってきており、公的病院で利用できないのは不便である。利用者の立場に立ってクレジットカードでの支払ができるようにしてほしい。

※ カード（クレジットカード及びデビットカード）による医療費の支払を求める苦情が、全国的に寄せられており、これまでに関東管区行政評価局など 6 局・所においてあっせん済み（全国的な問題）

### ○ カード決済方式の普及状況等

- 平成21年のクレジットカードショッピング信用供与額は約44兆円、ジェイデビットの取引金額は約7,400億円と、カードによる決済方式は国民生活の各分野で普及・定着している状況。最近では、平成18年の地方自治法の改正により、自動車税の納付、水道料金等の公共料金の支払にも利用可
- 国立病院・療養所や国立大学附属病院では、平成16年4月に独立行政法人国立病院機構、国立大学法人への移行に伴いカードによる医療費の支払方式の導入を促進

### ○ 行政評価局の調査結果

- 調査した国等が開設する病院（※）324病院の約9割（286病院）がカードによる支払方式を導入。これらの中には、その導入が医業未収金の縮減に効果があったとしているものがある。
  - ※ 国、独立行政法人及び特殊法人が開設する病院
- 未導入は38病院＝その主なものは、日本郵政株式会社の逓信病院14病院中13病院、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の社会保険病院51病院中11病院及び厚生年金病院10病院中4病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の労災病院等34病院中7病院、九州旅客鉄道株式会社の1病院

### （あっせん要旨）

カードによる医療費の支払方式を導入していない病院の開設者等は、患者サービスの一層の向上、医療費の収納事務の効率的・効果的実施の推進等を図る観点から、その導入に向けた検討を行う必要がある。

このあっせんにより、あっせん対象病院（※）における料金精算の待ち時間の縮減など患者の利便性が一層向上

※ あっせん対象 36 病院：入院患者（約 7,500 床）＋外来患者



## カードによる決済方式の普及状況等

- 平成21年のクレジットカードのショッピング信用供与額：約44兆円
- 平成22年3月末のクレジットカード発行枚数：約3億2,000万枚  
(社団法人日本クレジット協会の資料による。)
  
- 平成21年のジェイデビットの取引金額：約7,400億円  
(日本デビットカード推進協議会の資料による。)
- ※ デビットカードは、商品の代金を、キャッシュ・カードを使って預・貯金口座から引き落とすシステムであり、ジェイデビットは、これを用いたサービスの名称。
  
- 平成16年4月、国立病院・療養所は独立行政法人国立病院機構に、国立大学は国立大学法人に移行。これらの法人の会計は、原則として企業会計原則によるとされたことから、開設する病院では患者サービスの向上を主たる目的に、カードによる支払方式の導入を促進
  
- 地方自治法の一部改正（平成18年11月24日施行）
  - ・ 「指定代理納付者による納付」を追加（第231条の2第6項及び第7項）：  
クレジットカードによる決済が可能
  - ・ 地方公共団体では、水道料金等の公共料金や自動車税等の税金などの分野でクレジットカードによる支払方式を導入

### ※ 地方自治法第231条の2（抜粋）

- 6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。
- 7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

## 病院におけるカードによる医療費の支払方式導入の効果等

### 《 主な効果 》

#### ○ 患 者

- ① 現金を持ち合わせていない場合でも受診可
- ② 病院内における現金の盗難・紛失のおそれなし
- ③ 料金精算の待ち時間の短縮

#### ○ 病 院

- ① 医業未収金の縮減
- ② 会計窓口混雑の緩和
- ③ 盗難防止など現金取扱い上の種々の管理リスクの低減

### 《 導入に伴う主な費用負担 》

- ① 利用手数料：利用契約を締結したカード会社への支払
- ② 通信回線加入料及び通信料

## 国等が開設する病院におけるカードによる医療費の 支払方式の導入状況(当局の調査結果)

(単位：病院、%)

病 院 名	調査対象病院数	導入病院数	未導入病院数
全 体	324 (100)	286 ( 88)	38 ( 12)
通 信 病 院	14 (100)	1 ( 7)	13 ( 93)
社会保険病院	51 (100)	40 ( 78)	11 ( 22)
厚生年金病院	10 (100)	6 ( 60)	4 ( 40)
労 災 病 院 等	34 (100)	27 ( 79)	7 ( 21)
J R 九 州 病 院	1 (100)	0 ( 0)	1 (100)
そ の 他 の 病 院	214 (100)	212 ( 99)	2 ( 1)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ( )内は、病院ごとの構成比である。

3 導入予定時期が明確になっている病院は「導入病院」に計上した。

4 「その他の病院」は、①国立病院 144 病院、②国立大学附属病院 45 病院、③船員保険病院 3 病院、④独立行政法人国立がん研究センター等国立高度専門医療研究センター 6 法人が開設する 8 病院、⑤独立行政法人国立印刷局が開設する 1 病院、⑥東日本電信電話株式会社 (5 病院) 及び西日本電信電話株式会社 (7 病院) が開設する 12 病院、⑦北海道旅客鉄道株式会社が開設する 1 病院である。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県女性センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	谷 昇	(社)全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長